

2015年5月15日

「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」施行を受けての
会長声明

全国青年司法書士協議会
会長 石橋 修
東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル7階
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527
e-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://www.zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会（以下、「当協議会」という）は、全国の青年司法書士約3,000名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

2015年3月31日、渋谷区議会において、男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（以下、「本条例」という）が可決されたことをうけ、当協議会は以下のとおり声明を発表する。

<声明の趣旨>

男女の別を超えて多様な個人を尊重しあう社会の実現を目指す本条例の趣旨に賛同し、当協議会においても男女平等と多様性を尊重する社会を実現するための活動を推進する。

<声明の理由>

1 セクシュアルマイノリティについて

本条例の規定する性的指向のある者及び性同一性障害等であるゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーを始めとするセクシュアルマイノリティの当事者は、人口のおよそ5%とされているが（電通総研「LGBT調査2012」）、現在の日本社会において、無理解や偏見が存在することから、セクシュアルマイノリティ当事者は、当事者であることを公にすることに躊躇があり、その存在は潜在化し、当事者の声は届きにくい。

そして、セクシュアルマイノリティ当事者は、社会から疎外・排除され、生きづらいつ感じ、また過剰に自責する等精神的にも過酷な状況に置かれている。これらの事実は、異性愛者ではない男性の自殺リスクが、異性愛者の男性の約6倍であるという調査報告（日高庸晴宝塚大学教授らによる「わが国における都会の若者の自殺未遂経験割合とその関連要因に関する研究-大阪の繁華街での該当調査の結果から-」）や、セクシュアルマイノリティ当事者の68%が小中高でいじめを受けた経験があるという調査報告（いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン「LGBTの学校生活に関する実態調査（2013）」）などのデータ上からも明らかであり、これらは現代社会において改善されるべき深刻な人権課題である。

2 同性パートナーシップ当事者の抱える困難について

セクシュアルマイノリティ当事者は様々な社会生活上の困難を抱えている。特に同性パートナーの場合、「法律婚の関係にない」という点では内縁の夫婦と同じであるが、内縁の夫婦にはその関係性が住民票に記載されるのに対し、同性パートナー当事者にはそのような記載方法は制度化されていない。同性パートナー当事者の関係性を示す公的証明が存在しないことによる不都合は日常生活全般に及んでいる。また、「婚姻の意思をもって共同生活を送っている」という点では同性パートナー当事者も法律婚の夫婦も同じであるが、法律婚の夫婦であれば当然に受けられる配偶者控除や福利厚生が同性パートナーでは受けられない。パートナーの死亡により残された同性パートナーは当然には相続人となれないなど法的地位にも差異がある。

3 本条例について

本条例の制定により、渋谷区に在住する同性パートナー当事者は、行政によって「男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係」にあること（パートナーシップ）の証明を得られることとなった。この渋谷区の取り組みは、行政がセクシュアルマイノリティ当事者をめぐる社会生活上の困難の解決に一步踏み出したものとして大いに評価できる。もっとも本条例では、パートナーシップ証明書の発行要件として、相互に相手方を任意後見人とする任意後見契約が締結されていること及び共同生活に関する合意契約が公正証書により交わされていることと規定されている。本条例は全国で初めての同性パートナーに関する条例であるため要件を厳格に

したものと推察するが、同性パートナーに過重な負担を強いるものである。経済的理由から公証役場を利用できないことも考えられるため、発行要件の緩和を含め、柔軟な対応がなされるよう期待する。

4 当協議会の決意

セクシュアルマイノリティ当事者の人権課題に関しては、国連自由権規約委員会による2008年10月31日、2014年8月20日の総括所見において、雇用、居住、社会保険、健康保険、教育の領域、及び法によって規制されたその他の領域において、今なお差別・偏見が残っていることへの懸念が示され、また、性的指向及び性別認識を含むあらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択する必要性や啓発活動の強化、偏見及び嫌がらせの防止にむけた適切な措置をとるよう勧告がなされている。しかし、国連自由権規約委員会によるこれらの是正勧告から9年を経ても、今なお多くの課題が残されており、この課題をこれ以上放置するわけにはいかない。

性差や性的指向などにより差別されることなく、個人の尊厳が守られ、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、個人の抱える生きづらさの解消に向けて社会全体で取り組むことは、日本国憲法の基本理念である個人の尊重及び法の下での平等を実現することにほかならない。

当協議会においても、日本国憲法の基本理念を踏まえ、セクシュアルマイノリティ当事者に対する理解を深め、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度や慣行をなくすなどの取り組みを推進し、もっていかなる差別もない、多様な個人を尊重し合う社会の実現を目指し活動する所存である。